

日医発第1654号（保険）  
令和4年11月22日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
松本吉郎  
（公印省略）

#### 検査料の点数の取扱いについて

令和4年11月15日付け厚生労働省告示第332号をもって薬価基準が改正され、令和4年11月16日からカプリビ注射用10mgが薬価収載されました（令和4年11月22日付け日医発第1655号（保険）を参照）。

それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料のとおり取り扱う通知が示され、令和4年11月16日から適用となりましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

（添付資料）

・検査料の点数の取扱いについて

（令和4年11月15日付け 保医発1115第11号 厚生労働省保険局医療課長）

保医発 1115 第 11 号  
令和 4 年 1 1 月 1 5 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 4 年 11 月 16 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

### 記

1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節 D 0 0 6（9）に次を加える。

（9） ADAMTS13 活性

ウ 血栓性血小板減少性紫斑病に対し、血漿交換療法、免疫抑制療法及びカプラシズマブ製剤による治療を行った際に治療の継続の可否を判定することを目的として測定を行った場合、30 日間を超えた場合でも、1 週間に 1 回に限り別に算定できる。なお、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発 0304 第1号)

| 改正後  | 現 行   |
|--|---|
| <p>別添1<br/>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D005 (略)</p> <p>D006 出血・凝固検査</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) ADAMTS13 活性</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>ウ 血栓性血小板減少性紫斑病に対し、血漿交換療法、免疫抑制療法及びカプラシマブ製剤による治療を行った際に治療の継続の要否を判定することを目的として測定を行った場合、30日間を超えた場合でも、1週間に1回に限り別に算定できる。なお、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>D006-2～D025 (略)</p> <p>第2款 (略)</p> | <p>別添1<br/>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部・第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D000～D005 (略)</p> <p>D006 出血・凝固検査</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) ADAMTS13 活性</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) (略)</p> <p>D006-2～D025 (略)</p> <p>第2款 (略)</p> |

第2節 削除  
第3節・第4節 (略)  
第4部～第13部 (略)  
第3章 (略)

第2節 削除  
第3節・第4節 (略)  
第4部～第13部 (略)  
第3章 (略)